

米子市自治会運営支援システム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

デジタル技術を活用した自治会活動の運営支援システムを導入し、本市からの迅速な連絡手段の確立及び自治会運営の円滑化を実現することで、自治会長をはじめとする自治会役員の負担軽減を図るとともに、現役世代の自治会員が自治会運営に参画しやすい条件整備を行うため、提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を評価し、本業務に最も適した事業者を契約候補者として選定する。

2 事業概要

(1) 事業名

米子市自治会運営支援システム構築業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「米子市自治会運営支援システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり。

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで。

※ システムの本稼働は令和8年6月を予定する。

(4) 提案上限額

2,417,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

○システム導入費 550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

○システム使用料 1,867,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和8年度の使用団体の上限は102団体を想定。

※ この金額は契約価格ではない。

※ 提案金額はこの上限額を超えてはならない。

(5) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当する者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

イ 参加表明書兼誓約書の提出日に、米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

オ 書類提出時において、国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 制限事項

次のアからウまでのいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する者の担当者、協力者等の関係者になることはできない。

ア 米子市自治会運営支援システム構築業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員及びその家族

イ 米子市総合政策部長の職にある者及び米子市総合政策部地域振興課の職員並びにこれらの家族

ウ ア及びイに掲げる者が主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利組織に所属している者

3 質問と回答

プロポーザル実施要領及び本プロポーザルの実施に関する質問は、質問書（別記様式第1号）により行わなければならない。

なお、提出された全ての質問に対する回答は、本プロポーザルへの参加を表明した全事業者に対して電子メールにより回答するが、電話及び口頭による質問は、一切受け付けない。

(1) 質問書の提出期限

令和8年4月3日（金）正午

(2) 提出先

米子市総合政策部地域振興課

(3) 提出方法

次に示す電子メールアドレスに送付すること。なお、件名を、「米子市自治会運営支援システム構築業務委託質問書（業務者名）」とすること。

電子メールアドレス chiikishinkou@city.yonago.lg.jp

(4) 質問に対する最終回答

令和8年4月6日（月）午後5時までに行う。

(5) 質問書における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

- ① プロポーザル実施要領及び本プロポーザルの実施に関する質問以外の質問
- ② 質問書（別記様式第1号）を用いない質問（電話等による質問）
- ③ 3に定める事項を遵守しない質問

4 参加表明書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加表明書兼誓約書（別記

様式第2号)及び役員調書兼照会承諾書(別記様式第3号)その他の必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書(別記様式第2号)
- ② 役員調書兼照会承諾書(別記様式第3号)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

郵便番号 683-8686

所在地 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

名称 米子市総合政策部地域振興課

電話番号 (0859) 21-7471

(4) 提出方法

持参又は郵便若しくは民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便業者(以下「信書便業者」と総称する。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。なお、運搬及び送付の途上での事故については、提出者の責任とする。

また、持参する場合は、閉庁日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く、各日の9時から17時(最終日は、正午。)までの間に提出するものとする。

(5) 提出期限

令和8年4月9日(木)正午

(6) 辞退

参加表明書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(別記様式第4号)を提出すること。なお、既に受け付けた参加表明書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書は、返却しない。

(7) 参加資格がない場合

提出された書類の内容について確認し、参加資格がないと判断したときは、速やかに、文書及び電子メールにより提出者に通知する。

5 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を表明した者は、次のとおり、(1)に掲げる書類(以下「提案書等」という。)を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 提案書(任意)
- ② 業務処理体制調書(別記様式第5号)
- ③ 見積書(別記様式第6号)

見積もった金額（消費税及び地方消費税を含まない）、消費税及び地方消費税、合計金額を見積書に記載すること。なお、消費税率は10%とする。

④ 見積内訳書（別記様式第7号）

見積書に記載した本業務の金額の内訳を初期導入費と月額利用料及びその他の費用に分けて示すこと。

⑤ 過去における本業務と同種又は類似の業務の主な実績（別記様式第8号）

(2) 提案書等の形式

① 使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする。

② 用紙のサイズは、日本産業規格「A4判」を基本とし、縦使い横書き左綴りで両面印刷とすること（日本産業規格「A3判」を使用する場合は折り綴り）。

③ 提案書等の枚数は制限しない。

④ イラスト、写真等を用いてもよい。

⑤ 表紙及び目次を付けて通し番号を付すこと。

⑥ 表紙には、業務名称、業務者名及び提出日を明記すること。

(3) 提出部数

10部（正本1部及び副本9部）

(4) 提出先

郵便番号 683-8686

所在地 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

名称 米子市総合政策部地域振興課

電話番号 (0859) 21-7471

(5) 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便業務者による信書便により提出すること。

郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便業務者の提供する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。

また、持参する場合は、閉庁日を除く、各日の9時から17時（最終日は、正午）までの間に提出するものとする。

(6) 提出期限

令和8年4月13日（月）正午

(7) その他

提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は、認めない。

6 選考体制並びに審査及び選定方針

(1) 選考体制

審査は、選考委員会が行う。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提案書等に記載すべき事項に不備があるとき。

② 提出書等に虚偽又は違法な行為の記載があるとき。

③ 5(1)及び(2)に定める提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しないとき。

④ プロポーザル実施要領に定める手続以外の方法により、選考委員会の委員その他の本プロポーザルの関係者等に対し、本プロポーザルに関する援助を求めたとき。

⑤ ①から④までに掲げる場合のほか、選考委員会が不適格と認めるとき。

(3) 審査及び選定方針

① 審査の方法

(2)の失格条項に該当しない提案者を対象とし選考委員会において審査を行う。

② プレゼンテーション

企画提案の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。実施日時については、電子メールにより通知する。なお、参加人数は、各事業者4人以内とする。

ア 実施日時

令和8年4月21日（火）（予定）

（正式な実施日時は、別途連絡する。）

イ 実施場所

米子市役所 本庁舎

ウ 所要時間

90分以内（準備、説明、質疑応答及び撤去含む）

エ 留意事項

・事前に提出した提案書等を用いて説明するものとするが、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いることができる。ただし、新たな追加案件は、不可とする。

・機器を使用する場合は、提案者が準備しなければならない。ただし、スクリーン及び電源タップは、米子市が用意する。

③ 審査の内容

提案書等、プレゼンテーションの内容などを総合的に判断する。

④ 選考結果の通知

ア 選考結果は、決定後速やかに、全ての提案者に郵送で通知する（令和8年4月28日（火）を予定）とともに、米子市ホームページにて公表する。

イ 審査経緯については、公表しない。

ウ 審査の内容及び結果についての異議は、一切認めない。

7 契約に関する事項

(1) 契約締結の交渉

米子市は、最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結を随意契約により行う。ただし、次のいずれかの事由により、業務委託契約を締結することができない場合には、次点の者と業務委託契約の締結交渉を行う。

① 契約候補者が、2(5)に定める要件を満たさなくなったとき。

② 契約候補者が、2(6)に定める制限に違反したとき。

③ 契約候補者が、業務委託契約の締結を辞退したとき。

④ ①から③までに掲げる事由以外の事由により、契約候補者と業務委託契約を締結することができなくなったとき。

(2) 契約金額

契約金額は、米子市の定める本業務に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

① 業務委託契約の内容については、契約候補者が提出した提案書等に記載された内容を尊重し、米子市において定める。

② 提出書類に記載された総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により米子市がやむを得ないと認める場合を除き、変更することができないものとする。

(4) 契約条件

契約条件は、「業務委託契約書」に定めるほか、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）に定めるところによる。

8 その他留意すべき事項

(1) 提出された提案書等は、返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 提案書等は、必要な範囲内において複製することがある。

(4) 本業務を処理するに当たっては、米子市と協議して進めていくものとし、仕様の決定過程において、提案内容の一部の変更を求めることがある。

(5) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(6) 提案書等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、審査の結果を公表するとき、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の規定に該当するときその他米子市が必要と認めるときは、米子市は、当該提案書等の内容が無償で使用することができるものとする。

(7) 提案者が提出する書類は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の規定により非公開の扱いとなるものを除き、公開の対象となる。

(8) 提案を取り下げの場合は、辞退届（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(9) 提出期限までに提案書等を提出しない事業者は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。